

令和5年度 医療費のお知らせ について

協会けんぽでは年に一度、加入者の皆さまに健康保険に対する関心を高めていただくために「医療費のお知らせ」をお送りしています。この機会にご自身やご家族様の健康づくりにお役立てください。

対象期間 令和4年10月から令和5年8月までの受診分

送付時期 令和6年1月中旬～下旬

送付場所 事業所宛 (任意継続被保険者は自宅宛)

POINT



今年度は、送付時期を早め、可能な限り令和6年1月中に事業所へお届けできるよう、**医療費のお知らせに記載する対象期間を1ヶ月短縮**します (昨年度の対象期間は令和3年10月から令和4年9月までの受診分)。

医療費のお知らせに記載されていない医療費情報については、マイナポータルサイトでの確認が可能です。また、医療費控除の確定申告をされる方は、医療費のお知らせに記載されていない受診月については、領収書の保管をお願いいたします。

※マイナポータル連携や確定申告 (医療費控除) の詳細については、国税庁ホームページまたは所轄の税務署へお問い合わせください。

(お問い合わせ) 「医療費のお知らせ」の内容について：レセプトグループ (026-480-0562)
その他について：企画総務グループ (026-238-1251)

あなたとあしたへつづく、健康を。

けんぽのいっぽ!

今年度の健康診断は受診されましたか?

加入者皆さまの健康管理のため、
協会けんぽの健康診断をぜひご利用ください。



生活習慣病予防健診等の 自己負担の軽減

一般健診 (35~74歳の被保険者 (ご本人)) 最高 **7,169円** → 令和5年4月スタート 最高 **5,282円**

協会けんぽの生活習慣病予防健診は、

血圧測定 血液検査 尿検査 心電図検査

胸部レントゲン検査 胃部レントゲン検査

便潜血反応検査

メタボリックシンドロームとともに

5大がん

肺 胃 大腸

子宮 乳房

までカバー!

※子宮頸がん検診、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。

付加健診 最高 **4,802円** → 令和5年4月スタート 最高 **2,689円**

なお、令和6年4月より、付加健診の対象年齢は
現行の40歳、50歳に加え
45歳、55歳、60歳、65歳、70歳も対象になります。

※付加健診とは、節目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。

子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検査の自己負担も同様に軽減しています。

お問い合わせは 保健グループ【☎026-238-1253】まで

こんな時は気をつけて! 第三者行為によるケガをしたとき



相手がいる交通事故
(相手が不明な場合も含む)



他人が飼っている
動物による加害行為



他人からの暴力行為

健康保険証を利用して治療を受ける場合は

協会けんぽへ **第三者行為による傷病届をすみやかにご提出** ください

健康保険を使って治療を受けた場合、本来は加害者(相手方)が負担すべき治療費を、一時的に協会けんぽが立て替えることとなります。協会けんぽから加害者または損害保険会社等へ請求する際に「第三者行為による傷病届」が必要となりますので、すみやかにご提出ください。

⚠️ ご注意ください

相手方に過失があるにもかかわらず、治療が終了する前に示談してしまうと、示談成立後の治療に、健康保険を使用できなくなる場合があります。示談する際は必ず協会けんぽにご連絡ください。

お問い合わせは レセプトグループ【☎026-480-0562】まで

健康保険が使えるのはこんなとき! はり・きゅう, あん摩・マッサージのかかり方

はり・きゅう, あん摩・マッサージの施術については、健康保険の対象となる施術の範囲が限られています。健康保険の対象とならない場合は、全額自己負担となりますのでご注意ください。

健康保険の対象となる施術

はり・きゅう

- 対象となる傷病であること
 - ・神経痛・リウマチ・頸腕症候群
 - ・五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症
- 医師による適当な治療手段がなく、定期的に、はり・きゅうの施術について医師が同意していること

POINT



医療機関と併用での施術は認められません。

あん摩・マッサージ

- 医師が医療上必要と認め、筋麻痺や関節拘縮など、可動域の拡大や症状の改善が目的のとき
- 定期的に、あん摩・マッサージの施術について医師が同意していること

POINT



疲労回復やリラクゼーション目的のマッサージは健康保険の対象外です。

⚠️ ご注意ください

- ・療養費支給申請書の内容をよく確認したうえで、必ずご自身で署名ください。
- ・医療費控除を受ける際に必要ですので、領収証は必ずお受け取りください。
- ・協会けんぽより、施術内容について照会することがあります。健康保険の適正運営のためご協力をお願いします。

お問い合わせは 業務グループ【☎026-238-1250】まで



共に目指します。世界で一番(ACE)の健康長寿。

全国健康保険協会 長野支部
協会けんぽ

メルマガ登録から健康づくりを始めよう♪
毎月10日に健康情報配信中!
登録はこちらから▶▶▶▶▶▶



kyoukaikenpo.or.jp (@の後ろ) からメールを受信できるように設定してください。